

令和5年度実施施策の政策評価の概要

令和6年8月
原子力規制庁

目次

○令和5年度政策評価結果

- ・ 令和5年度原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス p2
- ・ 施策目標に対する令和5年度実施施策の政策評価結果（総括表） p3
- ・ 施策目標毎の政策評価結果 p6
- ・ マネジメントレビューにおける原子力規制委員会からの指摘と対応方針 p10

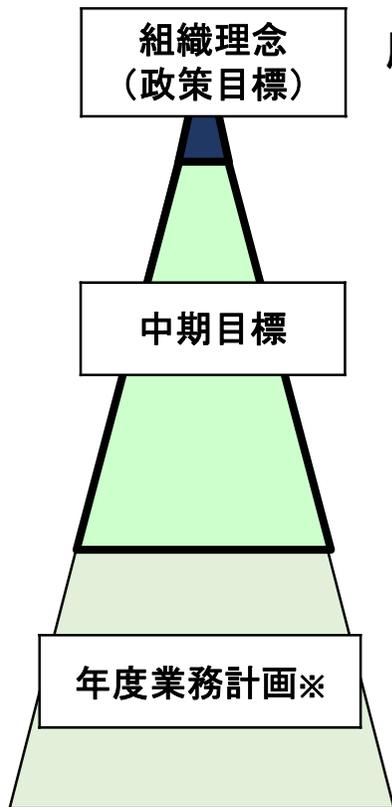
○マネジメントレビューへの報告概要

- ① 投入人員の分析 p12
- ② マネジメントシステム内部監査の実施状況 p15
- ③ 要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況 p18
- ④ IRRSミッション指摘事項への対応状況 p20
- ⑤ 原子力安全文化の育成・維持に係る活動の実施状況 p22
- ⑥ マネジメントシステムの継続的改善 p24

○令和5年度原子力規制委員会年次報告の概要（抜粋） p25

令和5年度原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス

◆政策体系



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

政策体系(5施策が政策評価の対象)

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

年度業務計画の記載の例

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践
(独立性・中立性・透明性の確保)
原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。

政策評価の質の向上に継続的に取り組む。

予算事業については
行政事業レビューを実施

安全研究・モニタリング等の全予算事業が対象。事業の効果的・効率的な実施に活用。

法律・政令の改正については
規制の政策評価を実施

国民生活・社会経済に及ぼす影響を把握・評価。

◆評価プロセス

年度業務計画の
進捗の評価

マネジメント
レビュー

政策評価懇談会

原子力規制委員
会での政策評価
書の審議・決定

今後の施策の企
画立案や予算要
求等に活用

施策目標に対する令和5年度実施施策の政策評価結果（総括表）

- 原子力規制委員会の5つの施策目標及び定性・定量指標について、以下のとおり自己評価（詳細は資料3の政策評価書に記載）

施策目標	目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価※				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり（B）	0	6	1	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成（A）	0	7	0	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成（A）	0	4	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成（A）	0	5	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	目標達成（A）	0	8	0	0	0

※評価の件数の数え方 定量指標：各施策目標ごとに設けた定量指標数
 定性指標：各施策目標を構成する個別施策ごとの評価数

- 全体を通じて、概ね計画どおり業務を進められている
- また、次年度の取組の方向性についても、当該評価を踏まえて適切に抽出できている（各施策毎の政策評価の内訳は6ページ以降参照）

目標達成度合い（評価区分）

評価区分	目標達成度合い (各行政機関共通の区分)	評価区分の判定基準
S	目標超過達成	<p>全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの</p> <p>※困難度の高い施策については、特筆すべき工夫や円滑に目的を達成したこと</p>
A	目標達成	<p>全ての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの</p>
B	相当程度進展あり	<p>一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの</p> <p>※困難度の高い施策については、目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの</p>
C	進展が大きくない	<p>一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの</p>
D	目標に向かっていない	<p>主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの</p>

(参考)「目標達成度合いの測定結果」と「定性指標」及び「定量指標」の構成

●「目標達成度合いの測定結果」の構成

「資料3 令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↓

■評価結果		
目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	B	各施策毎に設けた「定性指標」及び「定量指標」の評価結果のうち最も低い結果を測定結果とする
施策毎の評価	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	定性指標 A(S評価:3、A評価:18) / 定量指標 A評価:2
	(2)規制業務を支える業務基盤の充実	定性指標 A(S評価:3、A評価:35)
	(3)職員の確保と育成	定性指標 A(S評価:3、A評価:13) / 定量指標 A評価:1、B評価:1

●「定性指標」の構成

「資料3 令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↓

A(S評価:3、A評価:18)

定性指標(評価の視点)	評価	実施状況
ア・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会との協議のもと、意見交換を行った。	A	・原子力規制委員会は、「原子力規制方針」に基づき、定例会及び臨時会議を協議のもとで意思決定を行った。また、規律に基づいた行動を執ることができた。
イ・原子力規制委員及び原子力規制庁が透明性の確保の観点から、業務の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。	A	・当該方針に則り、被規制者や原子力関係を適切に維持するため、面談録の方針を原子力規制庁内に再周知する。

個別施策毎の評価結果(S,A,B)を計数し、全体をみて定性指標の評価を行う

●「定量指標」の構成

施策に設けた「定量指標」毎に目標値に対する実績値から評価を行う

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
	ホームページの公開割合	100%	100%	100%	100%	100%		

「資料3 令和5年度実施施策に係る政策評価書(案)」の抜粋↑

施策目標毎の政策評価結果（1 / 4）

○施策目標 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度進展あり (B)	0	6	1	0	0
個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践：定量A（2件）、定性A（S：3、A：18） （2）規制業務を支える業務基盤の充実：定性A（S：3、A：35） （3）職員の確保と育成：定量A（1件）、B（1件）、定性A（S：3、A：13）					
（令和5年度評価において特筆すべき事項）			（令和6年度の取組の方向性）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい説明資料を作成する取組の開始及び作成方法の確立 同資料の作成対象を定例会合議題以外のテーマへ拡大 S ・ 配信業者側の経験不足によるヒューマンエラーやトラブルへの対処（継続的改善）を通じた、公開会合の中止や記録喪失等の回避 S ・ 安全文化アンケートで抽出された課題を踏まえた新規取組の実施及び取組の事後アンケートによる一定の実施効果の確認 S ・ 新規取組となる「原子力規制委員会年度業務計画の変更」に係る手順等の検討及び適切に管理された状態での実施 S ・ 体制整備等を通じた法定雇用率を大幅に上回る障害者雇用率の達成及び保健師による相談制度の新規整備並びに勤怠管理システムを活用した業務効率化やペーパーレス化の実現 S ・ 職員の新規採用者に占める女性割合 B （定量）目標35% ⇒ 実績33.3% ・ 業務説明会の増加や就職担当者への訪問、応募機会の拡大などの積極的な採用活動による応募者数の増加と適切な人材の確保 S ・ キャリアコンサルやキャリアパスの位置づけをワンボイスで伝える取組の実施等による任用満足度の改善 S 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい説明資料の効果的な公開方法の検討 ・ 令和5年度発生したトラブル等を踏まえた、インターネット配信に関する調達・更改の継続した実施 ・ 令和5年度に実施した研修等の分析・継続的改善 ・ コミュニケーション活性化に必要な仕組の追加検討 ・ 令和5年度に実施した計画変更の妥当性分析 ・ 変更手順や考え方の文書化、庁内周知 ・ 障害者の活躍拡大と職場定着のための支援体制強化 ・ 障害者や支援者の研修実施 ・ 職員の健康管理と勤務時間管理の改善 ・ 女性を含む官庁訪問者数全体の増加を目指した、採用に係る現行の取組の継続 		

施策目標毎の政策評価結果（2 / 4）

○施策目標Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
	0	7	0	0	0
目標達成 (A)	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）原子炉等規制法に係る規制の実施：定量A（3件）、定性A（S：1、A：9） （2）安全研究の推進と規制基準の継続的改善：定性A（A：20） （3）改正原子炉等規制法の着実な施行：定性A（A：5） （4）規制活動の継続的な改善及び新たな規制二一ズへの対応：定性A（S：3、A：12、該当無し※：3）				
（令和5年度評価において特筆すべき事項）			（令和6年度の取組の方向性）		
<ul style="list-style-type: none"> 想定を大幅に超えた検査時間及び人員の投入並びに原子力規制委員会として初の採用となる行動観察の実施等を通じた、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への厳正な追加検査の実施 S 3S関係部署での情報共有方法の確立による連携強化の達成 S 検討チームでの議論を踏まえた高経年化に係る新制度の整備及び重要課題を解決した上での法の定める期限よりも2ヶ月早い一部施行の実現並びに審査チーム体制の構築 S 高経年化に係る新制度の理解促進を目的としたQ&Aの作成及び当該資料の分かりやすさを職員アンケートで評価する新たな取組の実施 S 			<ul style="list-style-type: none"> 東京電力による改善措置活動の実施状況の進捗の監視 「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有と3S関係部署の連携の強化(継続) 高経年化した原子炉の新規制への対応と審査体制の強化と長期管理計画の申請の厳格審査 高経年化した原子炉の新制度の資料やQ & Aの更新と周知 		

※「該当なし」とは、特定のトラブル対応や申請の受理等を起点として開始する検討など、決まったトリガーに基づき実施される業務について、当該トリガーが引かれなかったものへの評価

施策目標毎の政策評価結果（3 / 4）

○施策目標Ⅲ 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	0	4	0	0	0
個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）核セキュリティ対策の推進：定量A（1件）、定性A（A：10） （2）保障措置の着実な実施：定性A（A：3） （3）原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化：定性A（S：1、A：2）					
（令和5年度評価において特筆すべき事項） ・3S関係部署での情報共有方法の確立による連携強化の達成 S ※施策目標ⅡでのS評価とした事項の再掲			（令和6年度取組の方向性） ・「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有と3S関係部署の連携の強化(継続)		

○施策目標Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

総括的評価	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	0	5	0	0	0
個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） （1）廃炉に向けた取組の監視：定性A（S：1、A：3） （2）事故の調査・分析：定量A（2件）、定性A（A：4） （3）放射線モニタリングの実施：定性A（A：2）					
（令和5年度評価において特筆すべき事項） ・ALPS処理水の海洋放出に係る実施計画の審査について、任意の科学的・技術的意見の募集と募集意見の精査及び考え方の作成を経た認可処分の実施並びに国際社会への理解熟成活動等 S			（令和6年度取組の方向性） ・保安検査や施設定期検査を通じ、認可した実施計画に沿ってALPS処理水の海洋放出が行われることを引き続き確認		

施策目標毎の政策評価結果（4 / 4）

○施策目標 V 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果	定性・定量指標の評価				
	S	A	B	C	D
	0	8	0	0	0
目標達成 (A)	個別施策の評価（括弧内斜字で記載した評価は個別施策内に設けた定性指標の評価数） (1) 放射線防護対策の推進：定性A (A: 2) (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善：定性A (A: 3) (3) 原子力災害対策指針の継続的改善：定性A (S: 1、A: 5) (4) 危機管理体制の整備・運用：定量A (2件) 注 、定性A (S: 1、A: 16) (5) 放射線モニタリングの実施：定量A (1件)、定性A (A: 2)				
(令和5年度評価において特筆すべき事項)			(令和6年度の取組の方向性)		
・原子力事業者防災訓練における緊急時対応技術マニュアルの活用、及びマニュアル習熟に向けたニーズの高い研修計画の策定 S			・緊急時対応技術マニュアルの利用促進を目的とした、新たな研修制度やサポート体制の構築		
・原子力事業者防災訓練における訓練等の在り方検討を踏まえた新規取組（大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練の実施・訓練評価の考え方を新たに3件追加） S			・検討を踏まえて実施した訓練（複数事業所同時発災を模擬した訓練等）の継続的实施 ・改正した「原子力事業者防災訓練の評価の考え方」に基づいた訓練の実施・評価		

注) 3つの定量指標のうち「原子力事業者防災訓練の確認」は全事業所を対象としているが、北陸電力株式会社は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響による復旧作業等のため、志賀原子力発電所において当初令和6年2月に予定していた原子力事業者防災訓練を延期した。年度内に訓練を実施できるかは未定であるため、「原子力事業者防災訓練の確認」の対象となる事業所から除外している。

※なお、施策目標 I ~ V における個別施策ごとの定性評価は、各個別施策に設けた複数の定性指標に対する評価を踏まえて総合的に評価したもの

マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（1 / 2）

指摘事項	対応方針
<p>(緊急時の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震のような大規模な自然災害が発生した時の、ホームページによる情報伝達については、迅速性と視認性の観点から、改善の余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の迅速なフォーマットに従った発信及びその後の情報を適切にまとめて発信するよう改善に取り組む。
<p>(原子力安全文化の浸透)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制機関の安全文化について、共通理解が得られていないように思われる。 安全文化、核セキュリティ文化について現在の課題を分析し具体的な行動との関係が必要。実務的な観点で安全文化等の理解を促進することが重要。グループ等での上司を交えたコミュニケーションも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全文化に基づく行動がどのようなものであるか等を改めて整理する。また、原子力安全文化や核セキュリティ文化との関係性が薄いと思われる課室に対しても、どのような側面で関係してくるのか等分かりやすい説明を行い、庁全体に浸透させるための取組を行う。
<p>(職員アンケート)</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート・インタビューを今後も継続することが重要である。将来的には、個々の職員の性格傾向・嗜好を踏まえた調査解析を試みてもよいのではないか。 職員アンケートで高い回答率を達成できたこと自体が規制庁の安全文化の育成・維持を推進する上で良い傾向と認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にアンケート・インタビューを行い、組織の状態を把握することは重要であり、今後も高い回答率が維持できるよう、アンケート結果のフィードバックなど職員の理解・協力が得られるよう取り組む。 将来的には、組織の弱点のほか、個々の職員の意向についても分析できるよう設問を工夫も検討していく。
<p>(職員間コミュニケーションの促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの更なる活性化が必要か、コミュニケーションが仕事のやる気向上などメリットが多い。時間と場所を決めて、自由な参加ができることも意味ある。 コミュニケーション活性化・チームビルディング研修について、課題にゲーム性の強いものが多く、同様の仕組みに規制庁業務に寄せた課題を載せることができれば研修の価値を向上できると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に引き続き、次年度も委員との対話や部門を超えた職員間の交流を深める取組を行う予定。その際、コミュニケーション・チームビルディング研修をより業務に沿ったものへ改善し職員の理解を得るなど、令和5年度に実施した施策の見直し・拡充を行うほか、自由参加型の取組などを念頭に新たな施策を検討する。
<p>(業務効率の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の負担を軽減するために、RPAやAI等を積極的に活用することが望ましい。それを後押しするために、業務の効率化に関する相談窓口を庁内に開設してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内に設置した業務改革推進チームのもとでICT活用による業務効率化の取組を進めており、各課室からのニーズを整理して導入すべきツールの検討を行っているところ。また、庁内各課室との窓口的役割についても、当該チームに設置されたICT活用に係るWGが担っている。

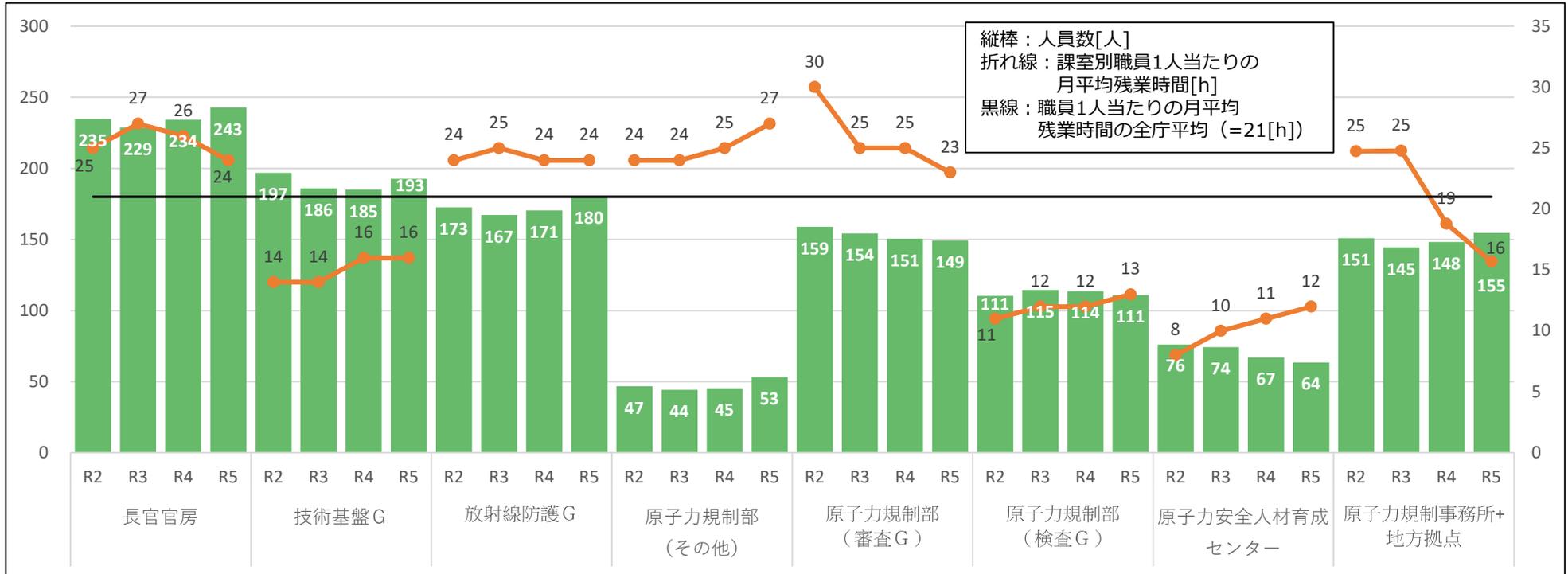
マネジメントレビューでの原子力規制委員会からの主な指摘と対応方針（2 / 2）

指摘事項	対応方針
<p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペシャリストを志向する若手の育成は上司の能力任せではなく組織的に育成する仕組みを検討すべき。また、若手育成と同様、上司個人の能力や判断力を強化するのではなく、上司によるマネジメントを支援する仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上司個々人のマネジメントを求めるよりも、組織として上司によるマネジメントをサポートできるような仕組みを、人事担当部局を中心に構築し実践していく。
<p>(働きがい・キャリアプラン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場のコミュニケーションの改善、組織文化の改革については、今後も地道な活動を継続すべき。言葉の理解、マニュアルの改善も重要であるが、本質的な所での対話や理解が組織全体で進むようより一層努力すべき。 ・配置等について職員の希望を優先した場合に、組織運営の観点から不足する分野・業務は何か。それらについて、職員の意識を変えるのか、組織のあり方を変えるのかを明確にすべき。 ・働き甲斐やキャリアプランについて、若手職員同士で意見交換をする機会があってもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの職場内コミュニケーション促進のための取組等は継続させるとともに、本質的なものとなるよう改善を重ねていく。特に30代中堅職員に対しては、今後のキャリアパスを丁寧に説明するなどきめ細かい対応が必要と考えている。 ・若手職員から見て参考となるロールモデルが少ない現状において、職場内コミュニケーションの取組として、キャリアに関する若手職員同士の意見交換等を実施していくことは有効と考えられるため、実施していく。 ・組織として求める人材像と個人の嗜好等を踏まえた人事異動の在り方を明確化し、それらの調和がとれるような施策を検討する。
<p>(3Sの調和)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Sインターフェースについて連携が進んでいることは理解。IAEAでの議論等も参考にして更なる連携の強化を図ることが大切。その際、具体の例について評価し検討を進めることは有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの3Sの調和に関する事例を取り上げるなどして、関係者間で理解を深め、より一層連携が進むよう取り組んでいく。
<p>(廃炉作業の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1Fで令和5年度に起きた2つの事案（増設ALPS配管洗浄時に発生した身体汚染、高温焼却炉建屋からの汚染水漏洩事象）について、規制庁として今後のマネジメント改善につなげて行くことがないのか。起こるかもしれない具体のリスクを規制庁として頭におき、それが起こらないように東電が対応しているか等の監視等。このとき東電がどのような作業を行っているか、行う予定であるかなどの情報も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の1Fの実施計画検査の基本方針において、廃炉作業が安全かつ着実に進むよう、東京電力自らの現場レベルでの取組を監視・指導することを加えるとともに、年度業務計画において方針に基づく検査を通じて同様なトラブルの発生防止を図る旨記載し、目標達成ができたか評価する。

マネジメントレビューへの報告概要

① 投入人員の分析（総論）

- 各部署の所属人数及び職員1人当たりの月平均残業時間の推移を比較した（対象期間：令和2年度～令和5年度。個別課室の結果は参考資料2）

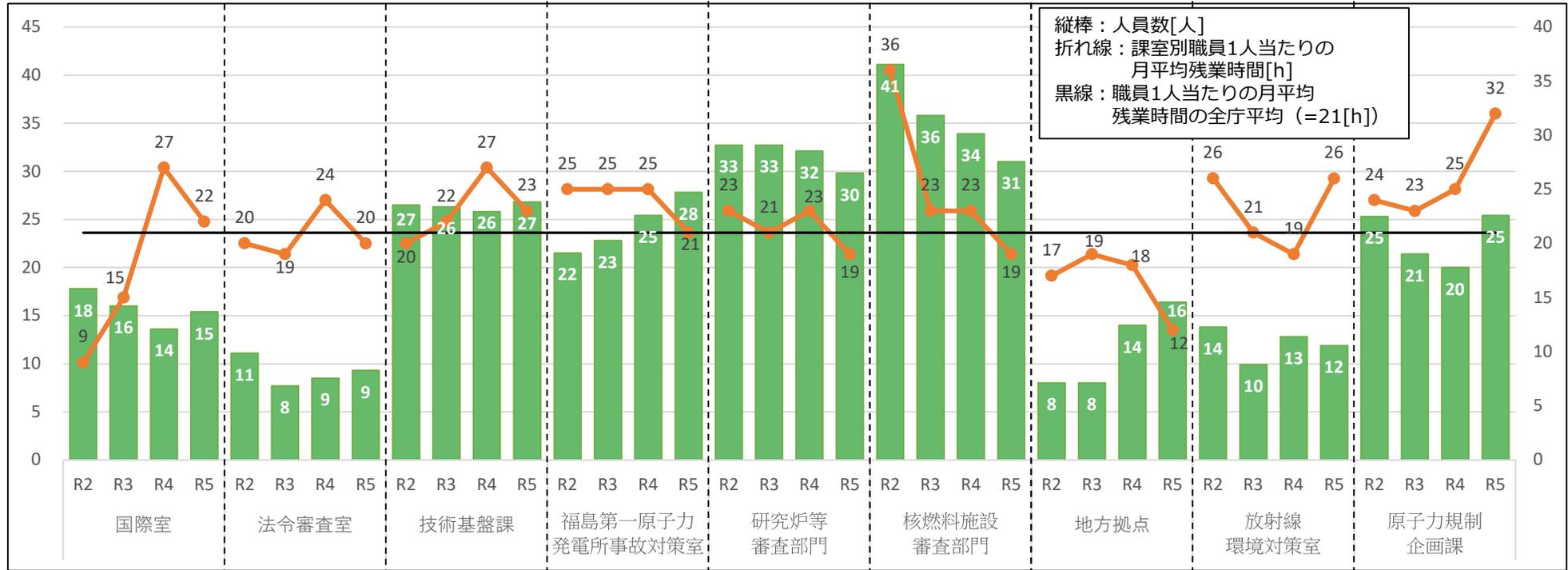


- 職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均値については21時間で令和2年度より変動がなく、職員数については令和5年度において僅かに増加傾向に転じた
- 一方で、1人当たりの月平均残業時間が比較的長い部署においては、引き続き減少傾向を示しており、全体として業務に係る資源配分に大きな問題はないものと考えられる

マネジメントレビューへの報告概要

① 投入人員の分析（各論 1）

- 職員1人当たり月平均残業時間が令和4年度から4時間以上変化した課室における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり



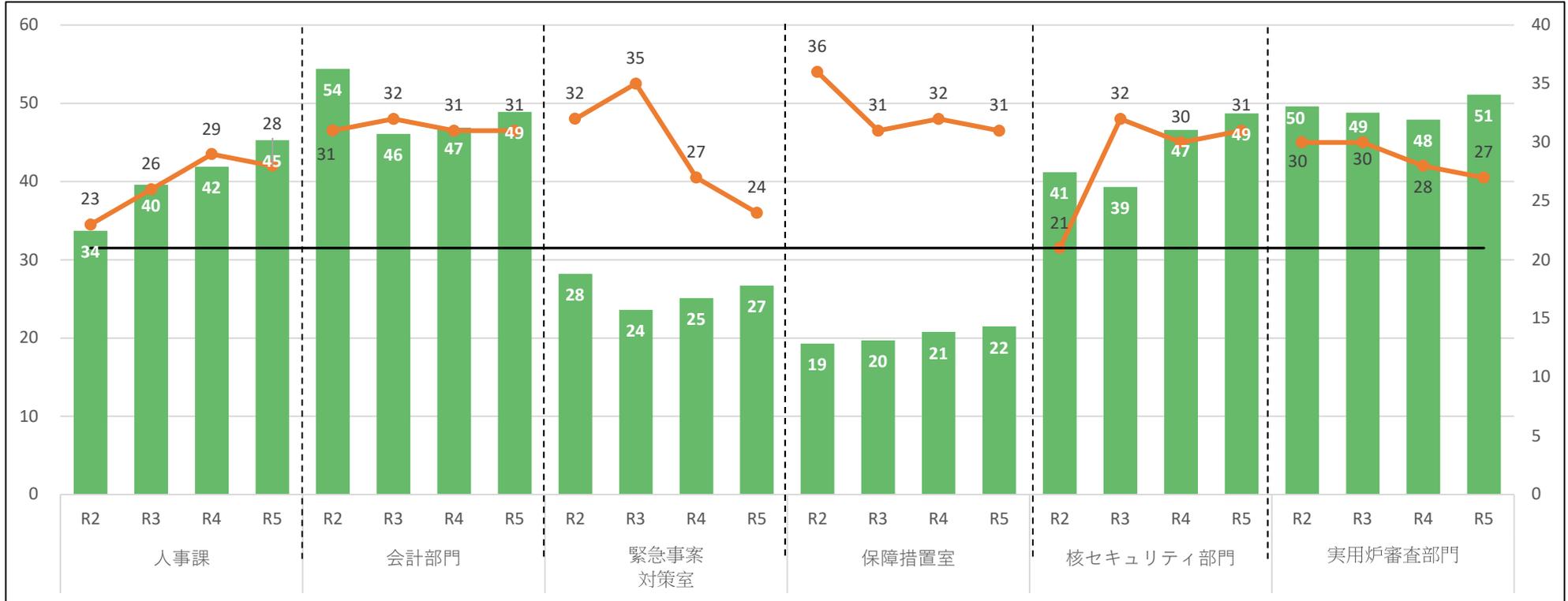
- 核燃料施設審査部門や地方拠点（地域総括・艦モ二）においては、1人当たり月平均残業時間が継続的に低減している
- 原子力規制企画課は、人員増と併せて1人当たりの月平均残業時間も全体として増加傾向にある。これは業務分配の変化などが要因として考えられるが、次年度より原子力規制部内において業務の再分配を計画しているところ

マネジメントレビューへの報告概要

縦棒：人員数[人]
折れ線：課室別職員1人当たりの月平均残業時間[h]
黒線：職員1人当たりの月平均残業時間の全庁平均(=21[h])

①投入人員の分析（各論2）

- 職員1人当たり月平均残業時間の過去3年平均が25時間以上である課室※における所属人数及び月平均残業時間の推移は以下のとおり)



※令和4年度より4時間以上の変動があった課室（前頁にて掲載）は除く

- 人事課、会計部門、保障措置室、核セキュリティ部門、実用炉審査部門といった課室においては、比較的高い値で1人当たりの月平均残業時間が推移しており、業務の効率化や資源配分の見直しといった工夫が更に必要なものと考えられる

マネジメントレビューへの報告概要

② マネジメントシステム内部監査の実施状況（総論）

- ・ マネジメント規程に基づき以下の部署にマネジメントシステム内部監査を実施

被監査部署		監査の結果抽出された事項			
		要改善事項	改善が望ましい事項	良好事例	特記事項
1	敦賀原子力規制事務所（敦賀事務所）	0	1	1	3
2	美浜原子力規制事務所（美浜事務所）	0	1	0	3
3	福井地域原子力規制総括調整官事務所 （福井地域総括）	0	1	1	2
4	法務部門	0	0	3	4
5	福島第一原子力規制事務所（1F事務所）	0	0	4	5
6	福島地域原子力規制総括調整官事務所 （福島地域総括）	0	1	2	3
7	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 （1F室）	0	0	3	2
合計		0	4	14	22

- ・ いずれの部署においても、マネジメント規程に基づく以下の4項目は適切な状況であり、マネジメントシステムが概ね有効に機能していると評価した
 - ①原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
 - ②安全文化の育成・維持
 - ③リーダーシップの発揮
 - ④課等年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

マネジメントレビューへの報告概要

② マネジメントシステム内部監査の実施（改善が望ましい事項の概要）

- ・ 内部監査において抽出された「改善が望ましい事項」は以下のとおり

被監査部署	改善が望ましい事項（4件）	状況
敦賀事務所	原子力規制事務所の原子力防災専門官の活動に係るP D C Aサイクルの実践	措置済
美浜事務所	検討中の課題に関する監視情報課と上席放射線防災専門官との連携	措置済
福井地域総括	地域原子力規制総括調整官の活動に係るP D C Aサイクルの実践	措置済
福島地域総括	地域原子力規制総括調整官の活動に係る業務手順や経緯に係るマニュアル等の整備	検討中

※上記は、あくまで被監査部署における内部監査で抽出された事項であり、必ずしも被監査部署に対する指摘とは限らない

- ・ 内部監査においては、主に本庁と地方事務所との連携に係る事項及び地域原子力規制総括調整官の業務に係る事項が「改善が望ましい事項」として抽出された
- ・ 抽出された事項については、既に関連部署へ共有され、措置済もしくは具体的な措置について検討されているところ

② マネジメントシステム内部監査の実施（良好事例の概要）

- 内部監査において抽出された「良好事例」は以下のとおり

被監査部署	良好事例（14件）
敦賀事務所	休暇取得目標の提示
福井地域総括	新任の報道機関の記者に対する基礎講座の開催
法務部門	新規着任者向けの執務資料（スターターキット）の整備
	「法令相談」の実施
	法務部門での勤務経験を原子力安全審査資格等の職歴要件として加算する仕組みの創設
1F事務所	事務所全体の業務目標設定及び業務分野チーム制の導入
	積極的かつ活発なコミュニケーションが取られる事務所雰囲気醸成
	核物質防護対策官同士のコミュニケーション
	英語能力向上に係るQの日および拡大Qの日の実施
福島地域総括	A L P S 処理水の海洋放出等に係る丁寧な説明対応等を通じた地元との信頼構築
	福島地域におけるオフサイト業務への協力
1F室	東京電力福島第一原子力発電所に係る現場主義の推奨と組織としての一体感醸成
	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策室執務要領」の作成
	委員・幹部等を交えた1Fに関する勉強会の実施

- 内部監査においては、安全文化に係る各部署独自の取組（安全文化アンケート等の活用を含む）や、地域と原子力規制委員会との結節点である事務所ならではのコミュニケーションに係る取組等が「良好事例」として見られた

マネジメントレビューへの報告概要

③要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（報告件数等）

- ・令和5年度における要改善事項の新規報告状況（令和6年2月27日まで）は下表のとおり
- ・令和5年度においては、原子力規制委員会で報告が必要となる案件※はなかった

※規制上の処分に関するもの（一部要件の未審査、手続きの瑕疵等）や原子力規制委員会の業務遂行に大きな影響を与えるおそれがあるもの等

※1	令和5年度に新規報告を受けた案件（計10件※2）	実施状況		担当部署
		要改善事項	是正処置	
17	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報の不十分なマスキング	令和5年6月1日	-	実用炉監視部門
18	使用済燃料貯蔵施設に係る型式証明及び型式指定の変更届出内容の官報不掲載及び官報掲載の誤り	令和5年6月1日	令和6年2月9日	核燃料施設審査部門
19	高温工学試験研究炉（HTTR）設置変更許可に係る海上保安庁長官への連絡漏れ	令和5年8月1日	-	研究炉等審査部門
20	メール誤送信による個人情報（メールアドレス）の漏えい	令和5年10月25日	③是正処置実施中	核セキュリティ部門
21	面談資料（非公開情報）の誤掲載	令和5年10月27日	④効果確認中	核燃料施設等監視部門
22	委員長名で発出する文書に係る決裁手続きの不備	令和6年2月9日	③是正処置実施中	国際室
23	情報公開法に基づく行政文書の開示請求対応における対象文書の開示漏れ	令和6年2月14日	②是正処置検討中	研究炉等審査部門
24	計量管理規定の変更認可申請等の処理の遅延について	令和6年2月14日	②是正処置検討中	保障措置室
25	非開示情報を含む委託成果報告書の環境省図書館等への誤提出及び原子力規制委員会ホームページへの誤掲載	令和6年2月14日	②是正処置検討中	保障措置室
26	事業契約における仕様書及び根拠資料の確認不足並びに確定検査の未実施	令和6年2月26日	②是正処置検討中	保障措置室
27	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業等の変更許可申請書に関する審査の結果の案に関する誤記	手続き中		地震・津波審査部門
28	労働者派遣法に基づく東京労働局からの是正指導	手続き中		技術基盤G (一部除く) 会計部門

※1 1～16は令和4年度以前に報告を受け、現在是正処置を実施中もしくは前年度報告以降に是正処置を完了したもの（別添4参照）

※2 過去のマネジメントレビューにおける新規報告件数：令和2年度14件、令和3年度29件、令和4年度20件

③要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（その他の取組）

- ・令和5年度においては要改善事項の再発防止等を目的に以下の取組を実施
 - ＞令和4年度に発生した要改善事項を発生要因ごとに分類し、注意すべき点等を特定したうえで、庁内イントラネットに掲載し庁内職員に向けて注意喚起
 - ＞一定期間内（概ね四半期に一度）に発生した要改善事項を取りまとめ、庁内イントラネットに掲載することで、定期的に庁内職員へ周知
- ・また、要改善事項等の管理の質を改善させるため、要改善事項等管理の趣旨や管理方法に係る分かりやすい案内を作成し、改めて庁内職員へ周知

（要改善事項管理及び管理に係る各取組に対する評価）

- ・発生した要改善事項等については、是正処置の実施及び効果の確認まで適切に管理している
- ・発生した要改善事項等の管理のみならず、再発防止を目的とした水平展開や管理の質の向上を目的とした取組も実施した

マネジメントレビューへの報告概要

④ IRRSミッション指摘事項への対応状況（勧告・提言）

- 国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションとフォローアップミッションで指摘を受けた勧告・提言への対応状況は下記のとおり

ID及び項目	課題	実施状況	担当部署
勧告2【R2】 （モニタリング 提供者承認）	核燃料物質の政令41条 非該当使用者に対する 放射線測定機器の校正 に係る運用の明確化	RI法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者等のうち政令41条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「保安措置ガイド」という。）にて措置しているが、政令41条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。 このため、保安措置ガイドを改正し、政令41条非該当使用者*1に対する当該運用について追記した。これにより、原子炉等規制法の規制対象事業者等に対し、測定の信頼性を確保するための措置を明確化できたことから、左記対応を完了した。（検査監督総括課） *1: 炉規制法施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の使用者及び炉規制法第57条の7に規定する核原料物質を使用する者	規制企画課 検査監督総括課
勧告8【R8】 （廃止措置計画 サイト解放）	廃止措置の終了確認の 判断基準（放射性物質 の測定方法等に係る技 術文書）の策定	放射性物質の測定方法等に係る技術文書について、 年度内にNRA技術報告として取りまとめる見込み。	放射線・廃棄物 研究部門

- 上記の課題について令和5年度内に赤字部分の対応を行い、各指摘への対応が完了したものと判断した。これにより、**IRRSフォローアップミッションまでに受けた勧告（18件）及び提言（14件）については全て対応が完了したこととなる。**

マネジメントレビューへの報告概要

④ IRRSミッション指摘事項への対応状況（指摘事項）

- 国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションとフォローアップミッションで指摘を受けた事項（指摘事項）への対応状況は下記のとおり

対応継続中の案件		実施状況	担当部署
ID及び項目	課題		
指摘事項1 （事業者研修プログラムへの参加）	規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加	規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について引き続き検討し、実施可能なものから取り入れる。	人事課
指摘事項2 （GSR part7への適合及びEPREVミッションの受け入れ）	原子力規制委員会の緊急時の準備と対応（EPR）のGSR Part7への適合	<p>原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、防護戦略の更なる高度化に向けて、GSR part7の要求事項への適合性を踏まえつつ継続的に実施していく。</p> <p>例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて原子力災害対策指針を改正した後、2023年5月に甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルを制定した。</p> <p>なお、EPREVミッションの受け入れについては、現時点においては同ミッションの受け入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討が行われているところ。</p>	防護企画課

※赤字が令和5年度における進捗

- IRRSフォローアップミッションまでに受けた指摘事項（3件）のうち、上記課題については、概ね進捗しているものと認められるものの、令和6年度以降も継続的に対応していくべきものであり、引き続き進捗を管理していく。

マネジメントレビューへの報告概要

⑤安全文化の育成・維持に係る活動状況（アンケート等調査の実施）

- ・行動計画（※）に基づき、安全文化に係る以下の調査を実施

令和5年度アンケート・インタビュー調査結果概要（参考資料6にて説明）

<p>調査手法等</p>	<p>(調査手法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁職員を対象としたアンケート調査（回答者数：1086名、回答率：94.9%） ・若手・中堅職員を中心としたインタビュー調査（対象者数：若手・中堅25名、管理職級5名） <p>(調査設計のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な安全文化の育成・維持状況及び職員のエンゲージメントの確認（定点観測） ・令和4年度調査において若手・中堅職員の「働きがい」や「職員間の繋がり」が課題となった要因の分析（設問・分析方法の変更やインタビューの方式など） ・令和4年度調査より引き続き「原子力規制委員会全体の安全文化」「職場の業務・組織運営」「上司のマネジメント」「仕事への満足感」「成長機会」の5要素の観点から調査を実施
<p>調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度よりも肯定率※が上昇している要素もあり、全体としては昨年度と同等の水準 ※設問に対して肯定的な回答をした者の比率 ・若手・中堅に焦点を当てた分析では、特に中堅（30代）の肯定率が低いこと、研究職が他職種と異なる傾向を示すこと等が判明したほか、特に着目すべき個別の取組を判別 ・インタビュー等の回答から、若手・中堅と管理職層との認識ギャップなどの傾向を抽出
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化や核セキュリティ文化の更なる浸透に向けた取組の検討 ・研究職の特性を考慮した課題の特定や分析、それらを踏まえた対応策の検討 ・既に実施している施策（個別の取組）の更なる充実と継続的な実施 ・長期視点に立ったキャリア形成への配慮（※若手・中堅に向けた取組） ・上司等のマネジメント力の強化（※若手・中堅に向けた取組）

※マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日）

マネジメントレビューへの報告概要

⑤安全文化の育成・維持に係る活動状況（安全文化の育成・維持に係る取組等）

- 令和4年度のアンケート調査で若手・中堅職員の「働きがい」や「職員間の繋がり」が課題として抽出されたことを踏まえ、以下の取組を実施

実施した取組	実施概要
コミュニケーション活性化・ チームビルディング研修 (詳細は参考資料7)	<ul style="list-style-type: none">不特定の職員でチームを構成し、課題の解決に当たる研修昨年度調査の結果の中でも「部署を超えたコミュニケーション」や「インフォーマルなコミュニケーション」に対する課題を受け、仲間意識の向上やチームでの課題解決力の向上を目的に実施
職場参観日	<ul style="list-style-type: none">規制庁等の職員が庁内を巡り、庁内各課の所掌業務に関する説明等を受ける、もしくは体感・見学することのできるイベント他課室業務への理解促進や参加職員のキャリアパス形成に資することを期待した取組であり、同時にコミュニケーションの促進も目的としている令和5年度においては、令和5年8月、12月の計2回実施
コミュニケーション の活性化に係る各種取組	<ul style="list-style-type: none">その他、庁内各部署が中心となり、様々なコミュニケーションの機会を創出(実施例)<ul style="list-style-type: none">長官との座談会（長官と職員、長官と課室長級職員、等）テーマ別座談会（中途採用職員同士、高卒採用同士、等）

- アンケート等による調査の実施や課題の抽出・対応方針の検討などを含め、行動計画に基づく原子力安全文化に係るPDCAサイクルを継続して実践
- コミュニケーション活性化を目的とした取組（研修や交流機会の創出等）の立案・実行など、令和4年度調査で抽出された課題等を踏まえた対応を実施

マネジメントレビューへの報告概要

⑥ マネジメントシステムの継続的改善

- ・ 行動計画に基づき、マネジメントシステムの継続的改善を実施。
令和5年度における主な実施事項及び内容は以下のとおり。

実施施策	実施内容
年度業務計画の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度上期までの業務進捗や発生した課題等を踏まえ、業務計画に基づく業務の適切な遂行の観点から、令和5年度第44回原子力規制委員会（令和5年11月15日）において当該計画の変更を決定
主要プロセスマニュアルの見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 各種マニュアル類の定期的な点検や見直しの観点から主要プロセスマニュアルの様式を見直し、当該マニュアルの定期点検と、点検に向けた情報の記録（関連する要改善事項等や業務実施の中で改善すべきとされた事項等の記録手段等）に関する事項を明記するよう様式を改定・ 当該様式を踏まえ、原子力規制委員会における各主要プロセスマニュアルの見直しを実施
マネジメントシステムの運用に係る職員の理解度向上	<ul style="list-style-type: none">・ 年度業務計画の策定及び評価について、その意義や具体的な作業手順、評価結果等の業務管理への活用に係る理解等を促すためのガイドラインを試作し、各課等へ周知・ 年度業務計画の管理等において管理職が果たすべき役割を簡潔にまとめて周知

- ・ 行動計画等に基づきマネジメントシステムの継続的改善を実施
- ・ 令和5年度には、業務計画やマニュアルの定期的かつ実態を踏まえた見直しの観点及び職員のマネジメントシステムに係る理解度向上の観点から種々の取組を実施

第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

➤ 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 原子力規制委員会会合を73回開催し、科学的・技術的見地から意思決定を行った。
- 規制上の課題や個別事案等に関し、事業者等の経営責任者（CEO）、原子力部門の責任者（CNO）と原子力エネルギー協議会（ATENA）等との意見交換（CEO会議は6事業者、計9回、CNO会議は2回）を適時に行ったほか、委員による現場視察及び地元関係者（佐賀県、宮城県）との意見交換を行った。
- 令和5年度からの新たな取組として、原子力規制委員会の取組を分かりやすく伝えるため、科学的知見や規制制度の内容をできる限り平易な言葉で説明した資料を作成し、47件の資料を公開した。

➤ 国際機関との連携及び国際社会への貢献

- 各種会合への参加等を通じて、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行い、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。また、最新の海外の知見を積極的に取り入れることを目的として原子力国際規制アドバイザーとの意見交換を実施した。

➤ 職員の確保と育成

- 実務経験者49名を採用した。令和6年度採用予定者として86名（うち実務経験者47名）を内定した。



分かりやすい説明資料例（原子力規制委員会とは）

山中委員長及び杉山委員と宮城県地元関係者との意見交換

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(1)

➤ 原子炉等規制法に係る審査等の実施

- 実用発電用原子炉については、11事業者16原子力発電所27プラントについて新規規制基準への適合に係る設置変更許可申請等が提出されている。令和5年度は審査会合を計111回開催した。
- 核燃料施設等については、9事業者等から21施設について新規規制基準への適合に係る事業変更許可申請等が提出され、令和5年度は審査会合を計38回開催した。
- 令和5年度の主な許認可案件は以下のとおりである。
 - ・ 中国電力島根原子力発電所2号炉 新規規制基準への適合に係る設計及び工事の計画の認可
 - ・ 東北電力女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可
 - ・ 原子力機構高速実験炉（常陽） 新規規制基準への適合に係る設置変更許可
 - ・ 九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉 運転期間延長認可
- 標準応答スペクトルの規制への取り入れに係るバックフィットの審査については、実用発電用原子炉6プラント及び核燃料施設等5施設の審査により、令和5年度までに全ての変更許可を行った。

➤ 審査プロセスの改善の取組

- 北海道電力泊発電所3号炉、日本原子力発電敦賀発電所2号炉の審査においては、指摘事項を審査会合内で文書化し認識の共有を図るとともに、中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の審査においては、津波の組合せの評価方針等について、事業者の検討の早い段階から審査会合で議論を行い、審査の手戻りが生じないよう工夫をするなど、令和4年に原子力規制委員会です承した方針に基づいて、審査プロセスの改善を実用炉等の審査全般に展開している。
- さらに、今後、事業者から改善のための提案があれば、可能な範囲で取り入れることとしている。

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(2)

新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1	
			設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	検査中
2		敦賀発電所	2号 PWR	審査中	未申請	審査中	
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請	
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号 PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号 PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号 PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中	
8		女川原子力発電所	2号 BWR	了	了	了	検査中
9	東通原子力発電所	電所	3号 BWR	未申請	未申請	未申請	
10		建設中	未申請	未申請	未申請		
11	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号 BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号 BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号 BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号 BWR	了	審査中	未申請	
17			7号 BWR	了	了	了	検査中
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号 BWR	審査中	未申請	未申請	
19			4号 BWR	審査中	審査中	審査中	
20			5号 BWR	未申請	未申請	未申請	
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
22			2号 BWR	審査中	審査中	審査中	
23	美浜発電所	3号 PWR	了	了	了	了	
24			了	了	了	了	
25			了	了	了	了	
26	関西電力(株)	高浜発電所	1号 PWR	了	了	了	了
27			2号 PWR	了	了	了	了
28			3号 PWR	了	了	了	了
29			4号 PWR	了	了	了	了
30	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号 BWR	了	了	審査中	検査中
31			3号 建設中	審査中	未申請	未申請	
32	四国電力(株)	伊方発電所	3号 PWR	了	了	了	了
33	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号 PWR	了	了	了	了
34			4号 PWR	了	了	了	了
35	川内原子力発電所	1号 PWR	了	了	了	了	
36			2号 PWR	了	了	了	了
			許可済:17	認可済:16	認可済:14	検査済:12	
			審査中:10	審査中:8	審査中:9	検査中:4	

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
 ※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉	新規制基準適合性審査			使用前確認※1
			設置変更許可	設計及び工事の計画の認可	保安規定変更認可	
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中		
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	了	審査中	検査中
3				1回目:了 2回目:了 3回目:了 4回目:審査中		
4	北海道電力(株)	泊発電所	3号 特重	審査中		
5				6号 特重	了	
6	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	7号 特重	了	審査中	
7				1回目:審査中 2回目:審査中 3回目:審査中		
8	関西電力(株)	美浜発電所	3号 特重	了	了	了
9				3号 特重	了	了
10		大飯発電所	3号 特重	了	了	了
11				4号 特重	了	了
12	高浜発電所	1号 特重	了	了	了	了
13				2号 特重	了	了
14	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号 特重	審査中		
15				3号 特重	了	了
16	四国電力(株)	伊方発電所	3号 特重	了	了	了
17				4号 特重	了	了
18	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号 特重	了	了	了
19				4号 特重	了	了
20	川内原子力発電所	1号 特重	了	了	了	了
21				2号 特重	了	了
22	東北電力(株)	女川原子力発電所	2号 特重	了	1回目:審査中	
23						
			許可済:16	認可済:12	認可済:12	検査済:12
			審査中:3	審査中:3	審査中:1	検査中:1

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。
 ※1)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査※1			使用前確認※4	
			設置変更許可又は事業変更許可	設計及び工事の計画の認可※2	保安規定認可※3		
1	日本原燃(株)	再処理施設	了	審査中	未申請	検査中	
2		MOX燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中	
3		ウラン濃縮施設	了	了	了	了	
4		廃棄物管理施設	了	審査中	未申請		
5		廃棄物埋設施設※5	了	了	了		
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	了	了	了	検査中	
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	了	了	了	
8		廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	検査中	
9	日本原子力研究開発機構	試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	了	了	了	
10		試験研究用等原子炉施設(HTTR)	了	了	了	了	
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	未申請	検査中	
12		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	了	了	了	
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	了	了	検査中	
14		試験研究用等原子炉施設(常陽)	了	審査中	審査中		
15		原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	未申請	検査中
16			ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	了	了	了
17		(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	未申請	検査中
18		京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19	試験研究用等原子炉施設(KUCA)		了	了	了	了	
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了	
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請		

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。
 ※1)「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。
 (原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)
 ※2)設計及び工事の計画の認可に係る審査について、分割申請の場合に、最終申請が認可されるまで審査中とする。
 ※3)保安規定変更認可に係る審査について、一部のみの申請については未申請とする。
 ※4)原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。)附則第7条第1項に基づく使用前検査を含む。
 ※5)原子炉等規制法第51条の6第1項に定める廃棄物埋設に関する確認が終了している施設については廃棄物埋設を行っている。
 表中、以下の施設名については(株)で表記している。日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設(ウラン濃縮施設)、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター(使用済燃料貯蔵施設)

令和5年度に変更のあったもの

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(3)

➤ 原子炉等規制法に基づく検査の実施

- 原子力規制検査は、事業者との活発なコミュニケーションのもと日常検査及びチーム検査による基本検査を行い、必要に応じて追加検査や特別検査を行う仕組みである。また、事業者は、原子力施設の安全活動に係る実績を示す安全実績指標（PI）※1を報告することになっている。検査指摘事項が見つかったり、安全実績指標が指定のしきい値を超えた場合には、事業者の安全活動の劣化状態に色（緑、白、黄、赤）を付けて評価を行うこととしている。 ※1 原子炉の計画外停止回数や安全系設備の故障件数など事業者の活動の劣化兆候を的確に把握するための指標
- 令和4年度検査結果の総合的な評価に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所は追加検査を引き続き行った（6ページ参照）。その他の施設は、下記PIに係る対応を除き自律的な改善が見込める状態と評価し、令和5年度においても通常の基本検査を行った。
- 令和5年度に実施した原子力規制検査における検査指摘事項は18件※2であった。また、令和5年度に法定確認を96件、原子炉等規制法改正時の経過措置に基づき行う使用前検査を14件実施した。

項目※2	実用炉	核燃料施設等
検査指摘事項	「緑」17件 深刻度:「SLIV」(1件は通知あり)	「追加対応なし」1件 深刻度:「SLIV」
安全実績指標(PI)	「白」1件(下記参照)	対応区分変更なし
深刻度のみ案件	1件: SLIV	なし

※2 令和5年度中に原子力規制委員会に報告があったもの

➤ 検査で判明した事項への対応

- 関西電力美浜発電所3号炉の不十分な火災防護対策に対する対応方針を踏まえ、令和5年度は10のPWRプラントにおいて、必要な系統分離対策がなされていないことを検査指摘事項（「緑、SLIV」）とし、このうち四国電力伊方発電所3号炉においては、検査官に対し事実と異なる説明がなされたことが規制活動に影響を及ぼすものに該当するため、深刻度※3を「SLIV(通知あり)」と評価し、事業者に対し評価結果を通知した。

※3 規制活動への影響、意図的な不正行為の有無等を踏まえて4段階（Ⅰ～Ⅳ）で評価し、Ⅰ～Ⅲ・Ⅳ（通知あり）は規制措置を事業者に通知する。

➤ 安全実績指標（PI）の報告に基づく対応

- 令和5年8月に関西電力高浜発電所3号炉のPIのうち、重大事故等対処設備における運転上の制限からの逸脱件数が連続する過去4四半期で合計4件となったことから、「白」※4が1件となった。このため、対応区分を第1区分から第2区分に変更して追加検査を行い、関西電力の原因分析や改善措置等が適切なものと確認できたことから、令和6年3月に対応区分を第1区分に変更し、基本検査で改善措置活動を引き続き監視することとした。

※4 安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(4)

▶ 柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案、核物質防護設備の機能の一部喪失事案

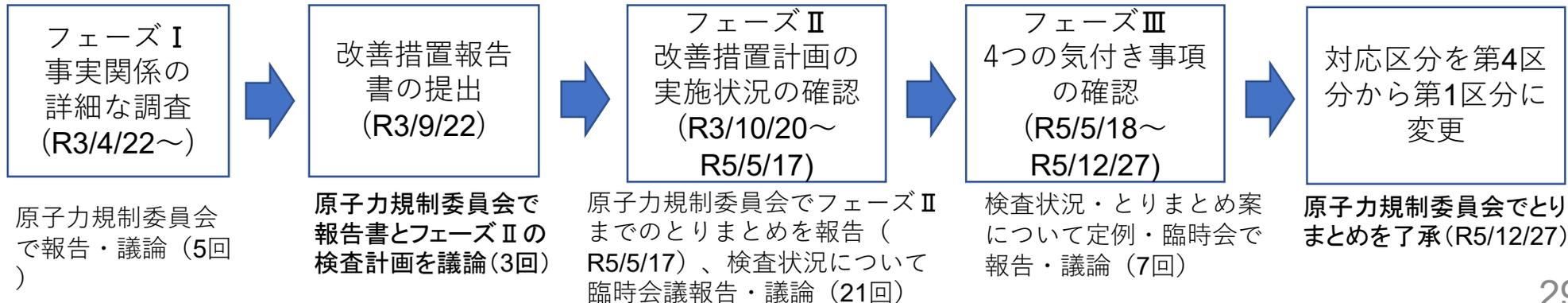
- 令和2年度に発覚した上記事案を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査（フェーズⅡ）では、原子力規制委員会です承した3つの確認方針（強固な核物質防護の実現、自律的に改善する仕組の定着及び改善措置を一過性のものとししない仕組の構築）により東京電力の改善措置活動を確認した。
- 令和5年5月17日に上記検査結果を了承し、4つの検査気付き事項を更なる追加検査（フェーズⅢ）で確認する方針についても了承した。検査の状況は随時報告を受け、同年12月に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員による現地調査及び東京電力社長と原子力規制委員会との間で意見交換を実施した。
- 同年12月27日に検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書」を了承し、追加検査を終了した。また、同発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分*から第1区分に変更した。

※第4区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

第1区分:各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

- 東京電力の原子炉設置者としての適格性判断について改めて確認し、平成29年の設置変更許可の際の判断を変更する理由はないと判断した。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の流れ



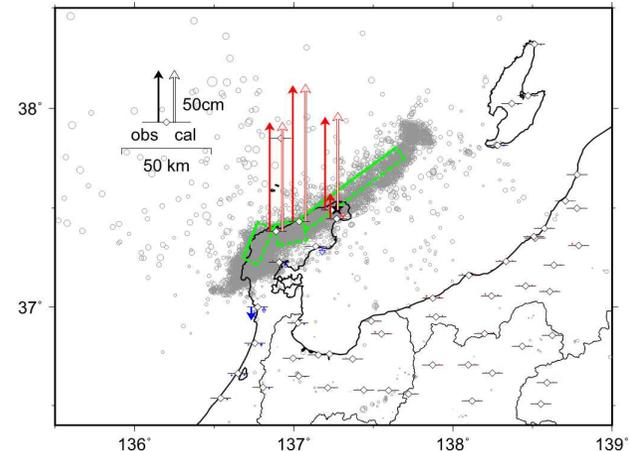
第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(5)

➤ 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和5年度以降の安全研究に向けて）」に基づき、13分野で19件の安全研究プロジェクトを実施した。
- 将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤（体制、設備及び人材を含む。）を構築することを目的に「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」を令和6年度から新たに実施することとした。
- 安全研究の成果として、3件のNRA技術ノートを公表し、24件の論文誌への掲載、11件の国際会議論文発表及び44件の学会発表を行った。
- OECD/NEAでの15件の国際共同研究プロジェクトへの参加等、国際的な研究活動に参加するとともに、大学や原子力機構等と18件の共同研究を行った。

➤ 規制基準の継続的改善に関する主な取組

- 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善に係る活動の一つとして、国内外の事故トラブルや安全研究等から得られる知見について、規制に取り込む必要があるか否かを検討するための技術情報検討会を開催（令和5年度は6回）している。同検討会において令和6年能登半島地震に関する知見の収集を積極的に進めており、規制への反映に係る検討を行うこととしている。
- デジタル安全保護系に関する民間規格の活用
日本電気協会が策定したデジタル安全保護系に関する規程及び指針の技術評価を行い、技術評価書及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正を決定した。

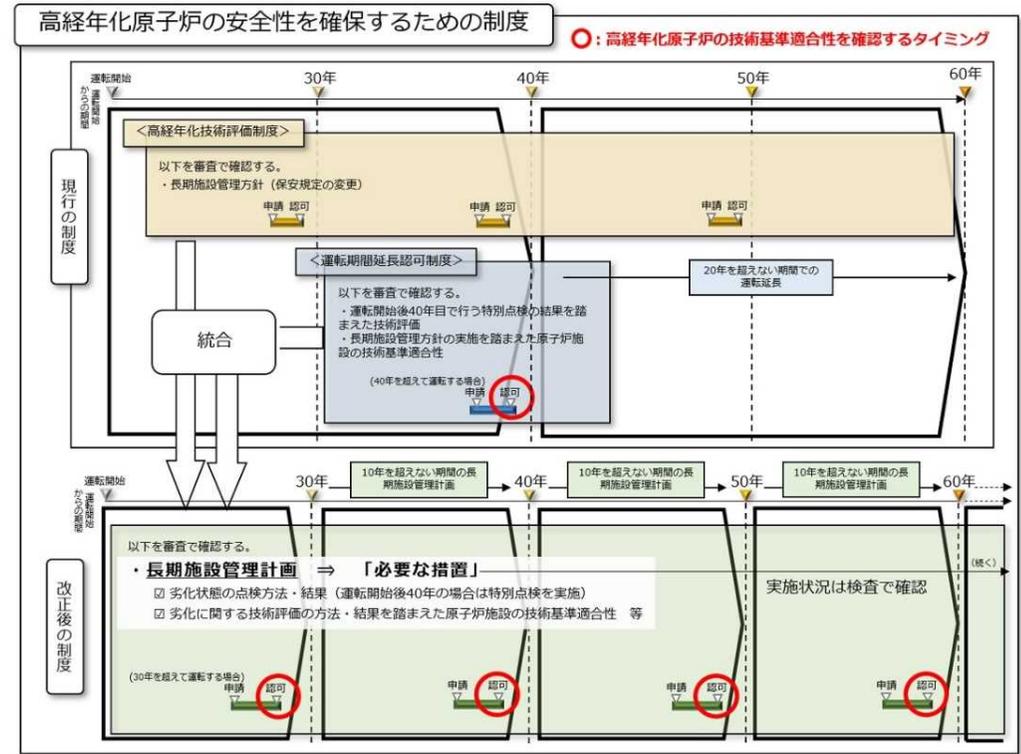


技術情報検討会における令和6年能登半島地震に関する知見の報告の一例
(国土地理院HP(2024年1月1日令和6年能登半島地震に関する情報)より一部抜粋)

第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化(6)

➤ 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制については、「運転期間延長認可制度」と「高経年化技術評価制度」を「長期施設管理計画認可制度」に統合・強化した原子炉等規制法の一部改正法案を含む、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が令和5年6月7日に公布された。
- また、事業者からの意見聴取も踏まえ、長期施設管理計画の審査基準等を令和5年8月30日に策定し、令和5年10月1日以降、新制度移行への準備のための手続が可能となった。現在、関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉の長期施設管理計画の認可に係る審査を進めている。



- 福井県が事業化に向けて調査を進めている「原子力発電所の解体廃棄物のクリアランス集中処理事業」について、利用政策上の位置付けを確認し、法律的な論点及び技術的な論点を検討するため、原子力規制庁と資源エネルギー庁及び福井県、関係する発電用原子炉設置者との間で公開の意見交換会合を計3回実施した。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）は、それぞれの対策が相互に影響を与えていることから、3S調和に関する課題の整理や庁内関係部署間での情報共有体制等の見直しを図り、審査・検査等における気付き事項を共有するなどの関係部署間の連携を図った。

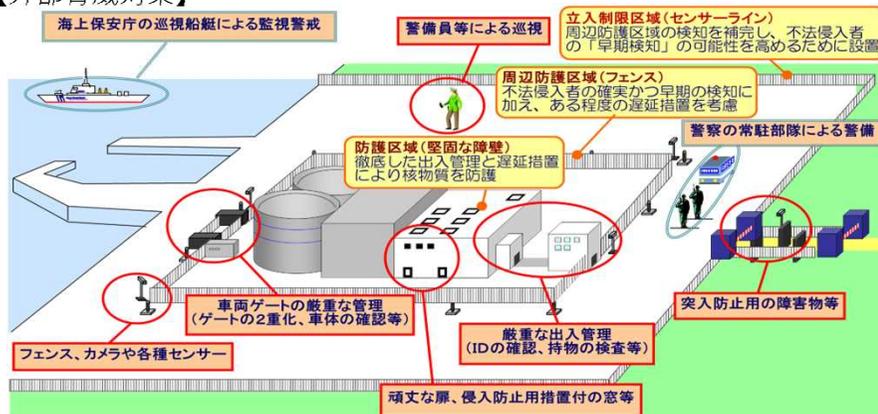
第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(1)

➤ 核セキュリティ対策の推進

- 令和5年度は核物質防護に係る設備等の確認及び情報システムセキュリティ対策の状況確認を含む原子力規制検査を135件実施した。
- 核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、令和4年度から引き続き、核物質防護対策官を原子力規制事務所に配置し、本庁と連携して業務を進めた。
- IPPASミッションを令和6年7月22日から8月2日にかけて受け入れることをIAEAと合意した。
- 特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を43件実施し、特定放射性同位元素の防護規制を着実に実施した。

核物質防護対策の概要 (IAEA勧告(INFCIRC 225 rev.5)対応)

【外部脅威対策】

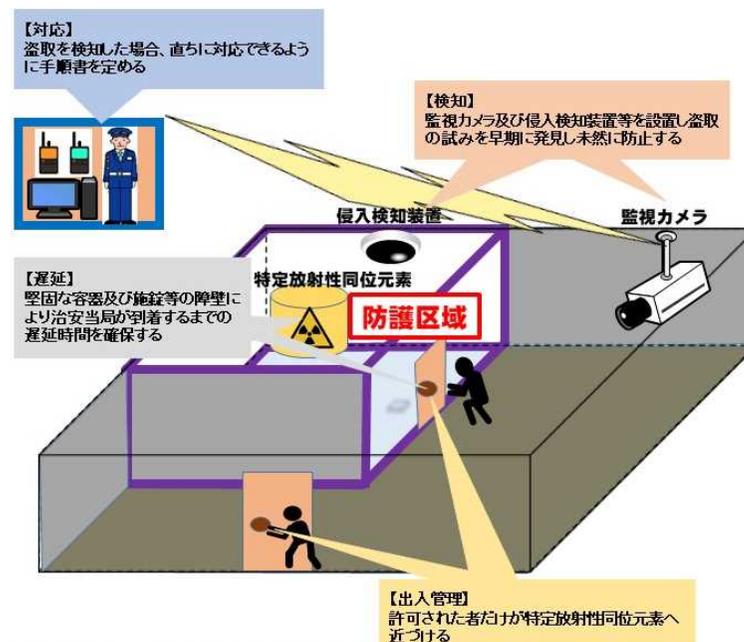


【内部脅威対策】

【外部脅威対策に加え】

- 個人の信頼性確認の実施
 - 重要区域への常時立入者
 - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- 防護区域内部への監視装置の設置

特定放射性同位元素に対する防護措置について

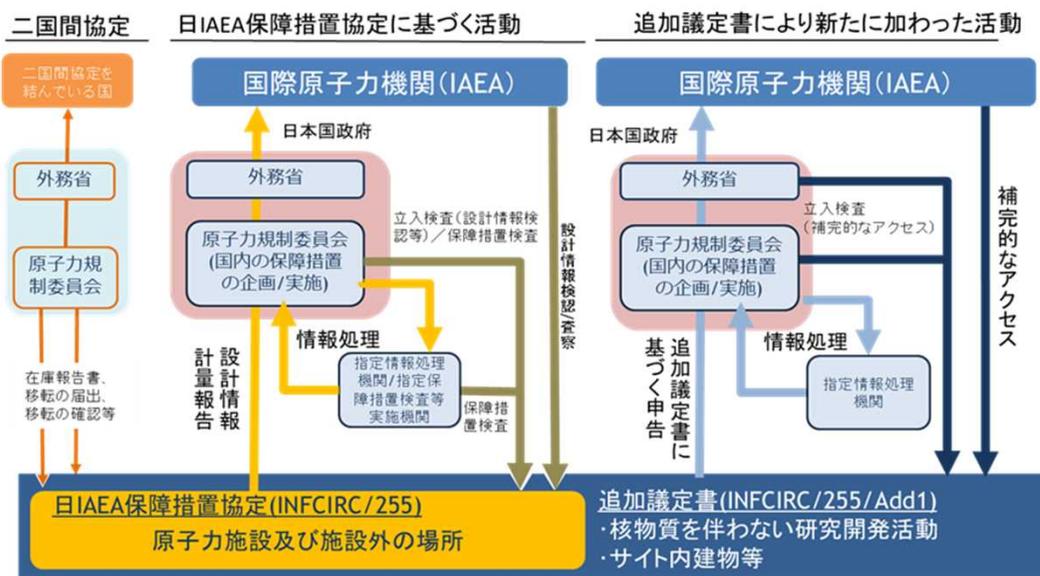


第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施(2)

➤ 保障措置の着実な実施

- IAEAが実施した令和4年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た。
- 通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1～3号炉について、IAEAとの継続的な協議を通して必要な検認活動を実施した。
- 国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別査察実施手順についてIAEAと検討・協議を実施し、全ての施設に対して適用を開始した。
- 令和5年1月28日に日本原燃再処理工場で発生した査察機器監視対象区域における全消灯発生事象について、検証等が不十分であると指摘して再提出された報告書に対し、原因分析及び再発防止対策が妥当であると評価し、同対策が確実に実施されるか立入検査等で確認することとした。また、日本原燃経営者層と保障措置に対する基本姿勢等について意見交換を行った。

保障措置実施体制



査察活動の様子



監視装置の保守管理



査察用封印の例

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(1)

➤ 廃炉に向けた取組の監視

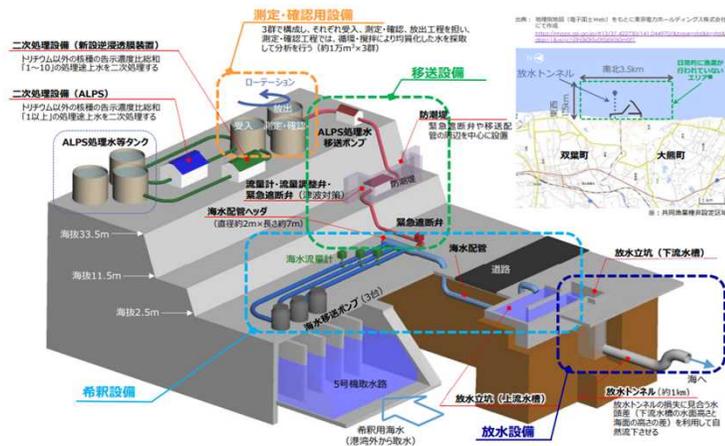
- 東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請について厳正な審査を行い、14件を認可した。

➤ トラブルの原因究明や再発防止策の確認

- 令和5年10月に発生した増設ALPS配管洗浄作業中に洗浄廃液が飛散して作業員の身体汚染が確認された事案については、保安検査の結果、監視すべき違反に該当すると判断した。東京電力の継続的な改善状況等については、引き続き保安検査で確認していく。

➤ 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出等に向けた取組の監視

- ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画変更認可（令和4年度）に続き、海洋放出時の運用等に係る実施計画について令和5年5月10日に認可した。さらに、ALPS処理水の海洋放出設備について使用前検査を行い、令和5年7月7日に終了証を交付した。また、海洋放出開始後は継続して実施計画の遵守状況を検査で確認している。
- IAEAが公表した包括報告書において、原子力規制委員会等によるALPS処理水の海洋放出に係る活動は、関連する国際安全基準に合致していると結論づけられた。



ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

(2022年11月14日東京電力ホールディングス株式会社公表資料から抜粋)



山中委員長による現地視察（令和5年10月）

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明(2)

➤ 中期的リスクの低減目標マップの改定

- 令和6年2月28日に改定した「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2024年3月版）」※では、事故後10年以上が経過したことにより、短期的に対応すべきリスクが減少し、中長期的に取り組むべき課題が顕在化してきた現状を踏まえ、今後は10年間を一つの区切りとし、2033年度の実現すべき姿を具体的に示した上で、実現すべき姿に向けて達成すべき目標については、東京電力の主体的な取組を促すことを目的として東京電力の意見を聴取した上で設定した。

※施設全体のリスクの低減及び最適化を図る観点から、原子力規制委員会として、廃炉に向けて中長期的に実現すべき姿とそれに向けた目標を明確にすることを目的として策定するもの。

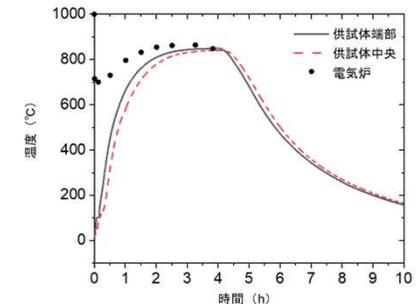
➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析

- 1号炉原子炉格納容器下部のコンクリート損傷の要因解明のため、コンクリートが燃料デブリにより急速に加熱された場合を模擬した実験を大阪大学及び福島工業高等学校と共同で行った。その結果、800°C超程度ではコンクリート損傷は生じなかったことが判明したことから、今後、更に高温での急速な加熱と冷却実験を行い、損傷に至るメカニズムを特定していく。



1号機ペDESTAL
開口部付近の状況

(資料提供: 国際廃炉研究開発機構、東京電力)



加熱試験結果(温度履歴)

➤ 東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング

- 「総合モニタリング計画」に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施している。
- ALPS処理水に係る海域モニタリングを実施し、人や環境への影響がないことを確認して原子力規制委員会ホームページで公表するとともに、IAEAレビューの一環としてモニタリング結果の相互比較を行うことによりモニタリングの透明性・信頼性の維持に努めた。

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(1)

▶ 令和6年能登半島地震による施設の影響と緊急時対応

- 令和6年能登半島地震では、令和6年1月1日及び6日に原子力事業所の所在市町村である石川県羽咋郡志賀町において震度6弱以上が観測され警戒事態に至ったことから、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、北陸電力志賀原子力発電所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所等を対象に情報収集や関係機関への情報共有、原子力規制委員会ホームページや原子力規制庁臨時ブリーフィング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて発災直後から対外的な情報発信等の対応を行った。一連の対応については令和6年1月10日の原子力規制委員会で報告を受けた。
- 志賀原子力発電所（停止中）においては1月1日の地震時に、使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、一部の変圧器故障による油漏れ等が発生したが、使用済燃料の冷却や電源など必要とされる安全機能は確保されていることを確認した。また、敷地内の排気筒モニタ、敷地内及び敷地近傍のモニタリングポスト指示値に異常は認められておらず、放射性物質の漏えいなど発電所の安全確保に影響のある問題が生じていないことを確認した。なお、発電所から15km以遠にある18局のモニタリングポストにおいて測定が確認できない状況が生じ、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、航空機モニタリングの準備を行った。

▶ 緊急時対応で明らかになった課題への対応

- モニタリングポストの測定が確認できない状況が生じたことを踏まえ、通信の信頼性向上に向けた対策を実施するとともに、無人機を用いた航空機モニタリング等によりモニタリング体制の機動力を強化し放射線モニタリングの多様化を図っている。
- 地震発生以来、能登半島地震に関して発信してきた情報等を分かりやすく整理したページを原子力規制委員会のホームページ内に作成し、公開した。今後同様の対応が必要となる場合には、当初から、まとめページを作成するようにするなど、継続的な改善に取り組む



モニタリングポストの調査状況

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(2)

➤ 放射線防護対策の推進

- 放射線審議会において、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップを行うとともに、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れについて、実効線量係数等のICRP1990年勧告と2007年勧告との比較整理を行った上で、今後の対応方針について審議した。さらに、屋内ラドンについて、我が国での過去の大規模調査の内容を踏まえ、我が国の屋内ラドンに対する放射線防護の検討の進め方について審議した。

➤ 放射性同位元素等規制法（RI法）に係る規制の実施及び継続的改善

- 令和5年度はRI法に基づく9364件の申請・届出を受けた。また、放射線障害の防止に係る立入検査を158件、特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を43件実施した。
- 未承認放射性医薬品等について医療法との二重規制の解消を目的として改正した政令等について令和5年度に施行し周知を行った。

➤ 原子力災害対策指針の継続的改善

- 令和4年度の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」を原子力規制庁及び内閣府の連名で制定した。
- 原子力災害対策指針の改正を決定し、沸騰水型軽水炉の特定重大事故等対処施設に係る緊急時活動レベルの見直しを行った。
- 地元との意見交換を踏まえ、防護措置としての屋内退避を最も効果的に運用するため、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームを設置し、屋内退避の対象範囲や実施期間、屋内退避の解除や避難等への切替えを判断するに当たって考慮する事項等について検討を開始することとした。



甲状腺被ばく線量モニタリングの方法

第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施(3)

▶ 危機管理体制の整備・運用

- 令和5年10月27日から29日にかけて実施された原子力総合防災訓練において、ERCチームオフサイト機能班に対して、住民の一時移転に関する条件付与を行い、一時移転区域の設定、要請文の作成、避難退域時検査等の住民の一時移転を円滑に進めることを目的とした訓練を実施した。
- 原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練(2回)等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練※には、原子力規制委員会委員等が参加した。
- 原子力緊急事態時に、原子炉の状態や放射性物質の放出影響等について、自ら状況を評価・把握することを目的とする緊急時対応技術マニュアルを制定し、同マニュアルを活用するERCチームプラント班要員に対する研修を実施した。
- 主要な訓練・研修実績
 - 原子力総合防災訓練：柏崎刈羽地域（令和5年10月27日～29日）
 - 原子力事業者防災訓練：38回
 - 原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練：17回
 - EMC（緊急時モニタリングセンター）訓練：14回

※原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が実施する訓練。原子力規制委員会は、緊急時に原子力事業者と円滑な情報共有を図るため、同訓練に接続して訓練を行っている。



総合防災訓練での緊急時対応センター（ERC）の状況

▶ 放射線モニタリングの実施

- 原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）」を用いて、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、継続的に全国の環境中の放射線等の測定を行い、結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 放射線モニタリングに係る技術的事項の検討を進め、令和5年10月16日に放射能測定法シリーズNo.9「トリチウム分析法」及びNo.15「緊急時における放射性ヨウ素測定法」を改訂した。